

令和3年度全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会 開催要綱

1. 開催趣旨

平成21年度から「地域生活定着支援(促進)事業」が制度化され、罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援が地域生活定着支援センターで行われるようになりました。事業開始から現在まで、障がい者施策、高齢者施策、困窮者支援施策など、厚生労働省関連施策も目まぐるしく変化しているところです。一方、法務省関連においても「再犯防止推進法」という法律が施行され、各自治体などで「再犯防止推進計画」が策定されております。罪に問われた高齢・障がい者への支援も始まり、今後、ますます多職種、多機関との連携が重要なものとなってくると考えられます。

本年度は「各地域の実情に即したフォローアップ業務の在り方と、多職種連携による地域生活支援の強化」をテーマに対象者が地域の中でその人らしく生活していくため、関係機関の多職種連携や支援者の支援技術の向上を目的に本研修会を開催することとなりました。

センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ、事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・団体・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

2. 主催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

3. 日時 令和3年11月26日(金) 10:00～16:30

4. 会場 香川県庁中館 12階会議室
(高松市番町4丁目1-10)

5. 定員 オンライン参加：500名(「Zoom ウェビナー」を使用)

会場参加：50名まで

※会場参加が応募多数の場合は先着順とさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申込状況によっては、参加人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

6. 参加対象 定着支援センター職員、福祉関係者、保健医療関係者、司法関係機関、矯正関係、行政関係、その他関心のある方

7. 参加費 参加費は無料です。

8. 参加申込み 「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、令和3年11月8日(月)までにメールもしくはFAXにてお申込みください。
後日、申し込みメールアドレスにID、パスワードを送信します。

9. 宿泊について 宿泊をご予定される方は、参加の皆様、各自でお手配くださいますようお願いいたします。

10. 日程及び内容

11月26日(金)

会場：香川県庁 12階会議室

時間	プログラム	内容
9:30～10:00	受付	
10:00～10:05	開会	
10:05～10:10	開会挨拶	香川県障害福祉課課長 山下 卓志氏 (予定)
10:10～10:20	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸 氏
10:20～11:50 (90分)	基調報告・ 講演	『未定』 伊豆丸 剛史 氏 (厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官)
11:50～12:00	アナウンス	
12:00～13:00		休憩 (60分)
13:00～14:30 (90分)	特別講演	『保護観察所とは？ 役割・業務について』(案) 講師：高松保護観察所 次長 石田 清文 氏
14:30～14:40		休憩(10分)
14:40～16:20 (100分)	特別講演	『刑事司法の流れと福祉との連携』(案) 講師：弁護士 田中 拓 氏 (ひらく法律事務所)
16:20～16:30	閉会挨拶	社会福祉法人竜雲学園理事長 田代 健

11. 問い合わせ先

社会福祉法人 竜雲学園
香川県地域生活定着支援センター (福家・高木)
〒760-0068 香川県高松市松島町1丁目17-28
TEL：087-813-2250 FAX：087-889-0797
E-mail：teicyaku@ryuungakuen.or.jp

<備考>

- ・本研修は「Zoom ウェビナー」を使用します。
- ・スムーズに参加するために、使用する予定のデバイスにあらかじめ、Zoom のアプリをインストール、ダウンロードしてください。